

アラスカの責任ある漁業管理

(RFM)

Chain of Custody基準

第2.4版(2015年11月)

(新たに認証された持続可能なRFMエコラベルを2019年10月に追加)

目次

| | ページ |
|--------------------------|-----|
| 手続きの原則..... | 3 |
| 定義..... | 4 |
| 認証手続きの概要..... | 6 |
| CoC 基準の要件..... | 10 |
| 複数サイト事業者の CoC 基準の要件..... | 13 |

手続きの原則

申請者がアラスカの責任ある漁業管理(RFM)CoC基準の要件を満たしているとして認証を得るためには、正規の認証機関による独立の評価により、本基準を遵守している旨を実証しなければならない。

認証機関は、国際認定フォーラムに加盟するいずれかの認定機関の承認を受け、かつ、ISO 17065(製品、プロセスおよびサービスの認証を行う機関に対する要求事項の適合性評価)を付与されているものとする。

当該認証機関は、申請者と認証機関との契約書を作成し、申請者に求める要件と確約を詳細に定める。

RFM CoC認証は、水産製品について表示される、当該製品が「責任をもって管理された漁業」から調達されたとの認証を得ている旨の主張につき保証することを目的とする。

サプライチェーンにおいて求められる場合、RFM CoC基準の要件を、水産製品と水産原料のパッキング、加工、流通および販売など、特定の業界に関連付けて相応に解釈することがある。

定義

Chain of Custody (FAOによる定義)

認証エコラベルを付して市場で流通する製品が、特定された原産地の認証漁業で漁獲された水産物を起源とする水産物であることを保証するために策定された評価基準である。よってこの評価基準は、加工、流通および販売チェーン全体における当該製品の追跡・トレーサビリティと、その関連書類の追跡と数量管理のいずれにも適用される¹。

申請者: アラスカRFM CoC基準を満たすため正式な申請フォームを通じて申請している、サプライチェーン内の会社または複数サイト事業者。

認証取得者: アラスカRFM CoC基準を満たしているとして認証機関により正式に認証を取得している、サプライチェーン内の会社または複数サイト事業者。

認証漁業: 「アラスカの責任ある漁業管理(RFM)基準」を満たしているとして独自に認証を取得している漁業。

CoC基準: アラスカRFM CoC基準の認証取得または認証表示の使用のため満たすべき要件の一覧。

認証チェーン: 認証漁業までの全ステージについて遡って認証取得済みである旨を証明することができる、申請者たる会社(単数・複数を問わない)。

認証主張文: 認証漁業を代表する団体により承認され、使用の許諾を得たうえで認証取得者が作成した主張文。

認証エコラベル: その魚が認証漁業から調達されており、当該漁業まで遡って追跡可能であることを証明する特有のロゴまたは文言。

CoC登録番号: 認証された各申請者に発行されるアラスカRFM CoC基準認証登録番号。

複数サイト事業者: 直接に管理するサイトを複数有し、そのすべてについて認証を申請している組織。同一組織に属する各サイトでは、主たる加工は実質的に同様であり、同様の方法および手続きに準じて稼働する。

¹ FAO 水産物エコラベルのガイドライン、ローマ、2005年および2009年

組織内のすべてのサイトが次の基準を満たす場合に限り、複数サイト事業者とみなされる:

- 所定の統制機関本部と法または契約により関連する。
- トレーサビリティ業務を監視する一般管理システムの支配下に置かれ、当該システムが一元管理された文書システムに設置されている。
- 所定の統制機関本部による継続的なサーベイランス審査および内部監査を受ける。

単独サイト事業者: 1カ所のサイトを有し、本基準に基づく認証を申請する組織。

ステージ: 船、パッキング、加工、流通、販売など、サプライチェーンでの取扱いまたは移動のポイント。

下請業者: 申請者のために業務を遂行するよう指名された第三者または関係者(契約による加工業者、包装業者、ラベル表示その他の製品加工施設を含む)。

サービス事業者: 申請者のために業務を遂行するよう指名された第三者または関係者(契約による輸送会社、流通会社その他の貯蔵施設を含む)。

認証手続きの概要

アラスカRFM CoC認証手続きは、アラスカシーフードマーケティング協会(ASMI)のウェブサイト(www.alaskaseafood.org)に列記される、承認を得た独立認証機関により管理される。申請者は、認証機関に問い合わせることで情報や費用概算を得るよう奨励される。

認証手続きは、下記の通り複数の段階で構成される。

ステージ1: 情報要請

情報要請は、申請者または同一サプライチェーンにおいて関係する下請業者が行うことができる。

申請者となることが見込まれる者は次の通りである:

- 生産船(単数・複数を問わない)
- 一次加工業者
- 二次加工業者
- トレーダー、仲買人、
- 市場・小売業者・レストラン

申請者は、認証機関に認証手続き、基準の要件、認証取得までの概算費用または機関に関する情報を要請することができる。

申請者は、基準に照らして自己評価を行い、外部評価のための準備が整っているかどうか確認するよう勧告される。

輸送会社や倉庫・流通会社は、アラスカRFM CoC基準の認証取得を義務付けられていない。これらの会社は、サプライチェーンに属する企業のうち、物理的な管理を担っていないか、または不正改ざんを防ぐパッケージや容器にすでに入った認証水産物の保管および流通のみを取り扱っている存在として区分される。

ステージ2: 申請フォームの作成

申請者は、製品取扱いの詳細およびその製品サプライチェーンについて、アラスカRFM CoC申請フォームを使用して認証機関に正式に情報を提供するよう要請される。

単独サイト事業者または複数サイト事業者は申請することができる。

作成済みの申請フォームが認証機関に受理されると、申請者に固有のCoC登録番号が割り当てられる。

ステージ3: 認証機関による評価プランの作成

申請者たる会社およびそのサプライチェーンはそれぞれに異なるため、認証機関は、申請者固有の製品およびサプライチェーンについてCoCを検証できるよう評価プランを作成する。

申請者は、アラスカRFM CoC認証を有効に保持する組織から、アラスカRFMの認証を受けた水産会社まで追跡できる製品の調達を徹底する義務を負う。

認証機関は、申請フォームにて提供された情報に基づき、評価プランおよび評価費用を申請者に示す。

複数サイト事業者に該当する申請者向けの評価プラン

サイトのサンプリングプラン

認証機関は、使用するサイトのサンプルプランを決定する。初回または再認証の監査の場合は、当該複数サイト事業者の申請範囲に含まれる総サイト数の平方根を基準とする。サイトの代表サンプルは、申請フォームに詳述される各サイトの活動に基づき選択される。

認証機関は、初回監査サンプリングプラン後、初回監査を実施する。

認証機関は、サンプル対象とする規模をいつでも拡大することができる。サンプル対象とする規模が拡大された場合、その正当な理由を記録し、申請者に通知する。

初回監査完了後、認証機関は、サンプリングプランの拡大または縮小が適切であるかどうか判断する。

爾後のサーベイランス審査にサンプリングプランの縮小を適用する場合は、従前の監査結果による正当化を要する。

ステージ4: 評価

申請者の施設の評価は、承認を得たうえで認証機関に代わり行為する独立の評価機関により実

施される。評価は、CoC基準に照らし、かつ、評価プランに則って行われる。

申請者は、評価プランの妥当性が維持されるようにするため、申請フォームにて提出した情報が事実に基づき、かつ、正確であることを保証する責任を負う。

認証機関の査定人は、独立した専門家として相応しく、かつ丁寧に評価を行う。

CoC基準の主要な構成要素には、次の事項に関わる要件が含まれる。

- 製品特定システム
- トレーサビリティシステム
- 区分システム

査定人は、アラスカRFM CoC基準は水産製品と水産原料のパッキング、加工、流通および販売を含むさまざまなセクターに厳密に関連付けるよう、当該基準の特定条項について固有の解釈を適用する必要がある。

ステージ5: 評価レポート

評価において、査定人は、申請者のCoC基準適合の該否について記載した評価レポートを作成する。

評価レポートにおいては、CoC基準の不適合が明示される。申請者は、不適合については是正策を講じるよう求められる。不適合の詳細な構成事項については、第7.2条手続き4を参照する (<http://certification.alaskaseafood.org/certification>)。

ステージ6: 認証の判断

申請者の評価レポートおよび必要とされた是正策が認証委員会に提出され、認証の諾否の判断を仰ぐ。

認証委員会は、査定人としての適性および認証の専門知識を有する者で構成される。

ステージ7: 認証

認証が決定すると、その判断から10日以内に申請者に通知される。通知後、認証証明書が申請者に発行される。

認証は引き続き認証機関に帰属し、認証のステータスについては支配および管理が実施される。

証明書は年に一度のサーベイランス審査を条件として3年間有効とする。申請者がCoC基準への適合が継続されている旨の実質的かつ実証可能な証拠がある限り、継続的な認証が維持される。不適合が示唆された場合は、所定の期間内に客観的な証拠をもって内密に検証される。詳細な所定の期間については、第9項QP4 (<http://certification.alaskaseafood.org/certification>)を参照する。

申請者がCoC基準を満たした場合、その施設について認証が付与される。

ステージ8: 認証エコラベル/認証主張文へのアクセス

認証取得者は、認証プログラムを代表する団体に認証エコラベル/認証主張文の使用を申請することができる。

アラスカRFM CoC基準の認証を取得した申請者に限り、認証エコラベル/認証主張文の使用を、認証プログラムを代表する団体に申請することができる。

不服申立て

申請者は、認証機関の認証に関わる決定について不服を申し立てることができる。不服申立ては、認証の諾否決定から7日以内に行う。

詳細な回答は、査定人および認証委員会から独立した認証機関の管理者が行う。

CoC 基準の要件

本基準は、認証エコラベルを付して市場で流通する製品が、特定された原産地の認証漁業で漁獲された水産物を起源とする水産物であることを証明するための要件を定めたものである。よってこの評価基準は、加工、流通および販売チェーン全体における当該製品の追跡・トレーサビリティと、その関連書類の追跡と数量管理のいずれにも適用される²。

1.0 CoCのトレーサビリティに関わる一般原則

1.1 申請者は、自らがCoC基準への取組みを定めたポリシーを文書化する。

1.2 責任をもって管理された認証漁業から調達された水産製品にのみ、正式な認証エコラベル/認証主張文を付すことができる。

1.3 正式な認証エコラベル/認証主張文を付す水産製品はすべて容易に特定でき、かつ、必要に応じ、非認証の水産会社の製品とは常に明確に区別される。

1.4 認証取得済みのラベルを付された水産製品を、特定し、また、認証取得済みの仕入製品(原料)および認証漁業まで遡って追跡できるトレーサビリティシステムを機能させる。

1.5 受取りから出荷までの工程を通じて認証取得済みの製品を有効に特定できるようにするため、IDコード設定については申請者の施設で実施する。

1.6 申請者は、適用される国家、連邦または地方のラベル表示およびトレーサビリティ関連規則の遵守を実証する。

1.7 認証取得済みのラベルを付した製品または認証未取得の製品が、下記のいずれかに該当する場合、申請者は、適切な区別を徹底するためのシステムを稼働させる：

- a) サイトへ、またはサイトから、まとめて輸送される
- b) 第三者により貯蔵される場合

1.8 申請者が下請業者(契約により加工、パッキングまたはラベル表示を行う)に当該水産物を委託する場合、当該下請業者はRFM CoC基準の認証を取得しなければならない。

1.9 申請者が第三者たるサービス事業者のサービスを利用する場合は、貯蔵、流通または輸送中の製品の追跡可能性および不正改ざん防止の徹底を実証する契約を締結するか、これに相当

² FAO 水産物エコラベルのガイドライン、ローマ、2005年および2009年

する文書による証拠を要する。

2.0 サプライチェーンでのトレーサビリティ

2.1 水産製品の委託貨物は、認証漁業まで遡って追跡可能とし、かつ、少なくとも次の情報を入力できなければならない：

- 魚種名
- 漁獲地

2.2 認証取得済みの原料については、正式な認証エコラベル/認証主張文を付す予定である限り、水産製品の加工、流通および販売を通じて認証未取得の原料と区別する。これについては次の方法で行うことができる：

- 物理的な分離
- 一時的な分離

2.3 認証取得済みの水産物と未取得の水産物を混合する場合（混合する製品を生産する場合）、その最終製品に認証エコラベル/認証主張文を付してはならない。ただし、次の場合を例外とする：

調理済み食品を含む複合的な製品については、認証未取得の水産原料を最終製品に含まれていることを許容し、その場合、認証未取得の水産原料の占める割合は、最終製品に占める水産原料総重量の5%以下とする。

2.4 申請者は、認証漁業から調達した製品または製品群を販売する場合、書類により当該製品のトレーサビリティを検証するシステムを機能させる。

2.5 申請者は、製品の取戻し・リコール手続きを文書化し、認証取得済み製品を取り戻した場合に認証機関に通知する要件を記載する。

2.6 製品取戻しのシステムは、

- 不適合の製品がサプライチェーンに投入された場合に稼働させ、
- 年に一度テストのうえ、その結果を文書化して保存し、検査に供する。

3.0 トレーサビリティおよびラベル貼付

3.1 仕入製品から最終製品方向、またはその逆方向のトレーサビリティを判断できるようにするた

め、申請者は、RFM CoC認証を取得した製品全体を対象とするトレーサビリティシステムをテストする。当該テストは、

- 少なくとも年に一度実施し、
- 数量チェック・マスバランスを含め、
- トレーサビリティを喚起し(前および後ろ方向)
- 文書化して保存し、検査に供する。

3.2 認証取得済みの水産製品が認証漁業から調達されていることを検証する文書を提供する。

3.3 認証取得済みの水産製品は、受領、受入れ、再加工、処理中のパッケージ、貯蔵、出荷、取扱いおよび出荷までトレーサビリティが確保されるようラベル貼付などにより特定できるようにする。

3.4 申請者は、認証取得済み製品を1段階前に、および認証漁業まで追跡できなければならない。

3.5 認証取得済み製品には、サプライチェーンにおける当該申請者のステージに適した必要情報すべてを記載したラベルを付す。参考までに、これには次の事項が含まれるが、これはすべてを網羅するものではない。

- 種の商用名
- 原産国
- 漁獲エリア
- 製品の説明
- 製品コードまたは生産コード番号

3.6 認証取得済み製品の出荷バッチまたはロットは、その製品パッケージまたは関連書類(販売インボイス、出荷書類など)においてアラスカRFMの認証を取得しているものとして特定する。

3.7 申請者は、認証エコラベル/認証主張文を表示した製品ラベルの生産、貯蔵および適用について安全なシステムを稼働させ、認証取得済み製品にのみラベルが付されるよう徹底する。

3.8 認証取得済みの原料すべてについて、サプライヤー名、サプライヤー固有のCoCまたは漁業登録ナンバー、サプライヤーのCoC認証が有効であることを示す書類、その他仕入製品をそのサプライヤーおよび認証漁業まで遡って追跡するために十分な情報を記載した記録を保管する。

3.9 トレーサビリティに関わる記録はすべて、当該製品の保存可能期間に相応する合理的な期間(ただし、少なくとも3年間)保存する。トレーサビリティに関わる記録は、正確で読みやすく、真正銘でなければならない。

3.10 申請者は、基準不適合を取り扱う手続きを文書化する。不適合の記録には次の事項を含む：

- 不適合の詳細の明確な記録
- 不適合対応責任者の詳細情報
- 明確な是正策の記録
- 是正スケジュールの記録
- 是正策が実施され、不適合が解決されていることの検証の記録

3.11 是正策のプランは権限を付与された責任者および完了期限を明示したうえで厳密に文書化する。

3.12 申請者は、認証取得済みのラベルを貼付した製品に関する顧客からの苦情やフィードバックを文書に記録する。

複数サイト事業者の CoC 基準の要件

本項は、申請者が複数サイト事業者である場合に証されるための要件を定めたものである。

組織的な完全性

1.0 複数サイト事業者は、次のいずれかに該当しなければならない：

- 各サイトを直接支配し、かつ、認証取得済み製品の所有権を有する法人である。
- 申請対象に含まれる各メンバーサイトと本部との契約が締結されている。

2.0 RFM CoC基準への取組みを定めた会社ポリシーを文書化する。

2.1 上記のポリシーが複数サイト事業者内のCoCメンバーサイトすべてに通知されていることを実証する記録文書を保持する。

3.0 それぞれのポジション、相関関係、アラスカRFM CoC基準に関わる責任を示した組織構造を文書化する。

3.1 組織内において、複数サイトのCoC活動について責任を負うべくトレーニングを適宜受けた者を指定し、アラスカRFM CoC基準の要件を確実に満たす。

4.0 複数サイト事業者が下請業者(契約により加工、パッキングまたはラベル表示を行う)に委託する場合、当該下請業者は、RFM CoC基準の認証を取得しなければならない。

4.1 複数サイト事業者が第三者たるサービス事業者のサービスを利用する場合は、貯蔵、流通または輸送中の製品の追跡可能性および不正改ざん防止の徹底を実証する契約を締結するか、これに相当する文書による証拠を要する。

4.2 複数サイト事業者外へ販売された認証取得済み製品の出荷バッチまたはロットは、その製品パッケージまたは関連書類(販売インボイス、出荷書類など)においてアラスカRFMの認証を取得しているものとして特定する。

メンバーの管理

5.0 複数サイト事業者は、自らが支配するか、契約するすべてのサイトにつき、次の事項に関わる登録簿を保持する:

- 各サイトの名称
- 正式な住所(実際の住所および郵便送付先住所)
- 担当窓口(電話・Eメール)
- 取扱製品
- 最新の内部監査実施日およびその結果

5.1 複数サイト事業者に新たなサイトが追加された場合は、登録から10営業日以内に認証機関に正式な通知を行う。

5.1.1 新たに追加されたサイトについては、アラスカRFM CoC基準に関わる内部監査を実施するものとし、当該サイトのメンバーサイト登録簿への追加前に未解決の不適合があってはならない。

5.2 メンバーサイト登録簿からいずれかのサイトが削除された場合は、削除から10営業日以内に認証機関に正式な通知を行う。

本部の統制

6.0 本部は、本部を含むすべてのメンバーサイトからデータを収集し、これを分析する能力を有することを実証する。年に一度の管理レビューミーティングに際しては、次の事項を文書化する:

- システムのマニュアルおよびシステム変更
- 複数サイト事業者による基準適合の確認

- 苦情
- 是正策の評価
- 内部監査の計画およびその結果の評価
- 異なる法的要件

7.0 申請者は、基準不適合を取り扱う手続きを文書化する。不適合の記録には次の事項を含む：

- 不適合の詳細の明確な記録
- 不適合評価責任者の詳細情報
- 明確な是正策の記録
- 是正スケジュールの記録
- 是正策が実施され、不適合が解決されていることの検証の記録

7.1 是正策のプランは権限を付与された責任者および完了期限を明示したうえで厳密に文書化する。

8.0 本部およびメンバーサイトを対象とする内部監査の計画、チェックリストおよびスケジュールを提供する。

8.1 メンバーサイトおよび本部の内部監査は、少なくとも年に一度、複数サイト事業者認証の申請前に実施する。

8.2 内部監査人は、適切なトレーニングを受け、監査対象の領域に無関係の者とする。

8.3 内部監査計画、監査結果およびこれにより生じるフォローアップの是正策に関わる記録をすべて保管し提供する。

9.0 すべての認証取得済み製品の各サイトへのトレーサビリティを有効にするため、認証取得済み製品の特定に関わる手続きを文書化する。

9.1 仕入製品から最終製品方向、またはその逆方向のトレーサビリティを確実に判断できるようにするため、本部は、アラスカRFM CoC認証取得済み製品群を対象として複数サイト事業者全体にわたりトレーサビリティシステムをテストし、その証拠を保持する。当該テストは、

- 少なくとも年に一度実施し、
- 数量チェック・マスバランスを含め、
- トレーサビリティを喚起し(前および後ろ方向)
- 文書化して保存し、検査に供する。

10.0 トレーサビリティに関わる記録はすべて、当該製品の保存可能期間に相応する合理的な期間(ただし、少なくとも3年間)保存する。トレーサビリティに関わる記録は、正確で読みやすく、正真正銘でなければならない。